

基安労発0520第1号
令和6年5月20日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

「じん肺健康診断への DR(FPD) の使用に関する検討会報告書」の
記載の明確化について

じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）に基づき、じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定（以下「じん肺健康診断等」という。）においては、エックス線写真を用いることとされている。

エックス線写真に関して、デジタル写真である「半導体平面検出器を搭載した一般撮影装置による写真」（以下「DR(FPD) 写真」という。）及び Computed Radiography による写真（以下「CR 写真」という。）については、平成 22 年 6 月 24 日付け基安労発 0624 第 1 号「じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定における DR(FPD) 写真及び CR 写真の取扱い等について」（平成 28 年 1 月 25 日最終改正。）において、その留意事項等を示しているところである。この中で、新たにじん肺健康診断等に用いるデジタル写真の条件を作成する場合については、「じん肺健康診断等への DR(FPD) の使用に関する検討会報告書（中央労働災害防止協会 平成 19 年 10 月）」（以下「検討会報告書」という。）を参考とすることとしている。

検討会報告書においては、既に認められた方式のデジタル撮影装置について新たに条件設定する場合、「決められた条件設定のパラメータをフィルムに表示すること」とされている。一方で、昨今、モニター上で読影を行うことも一般的となっており、じん肺等級付け機器開発にあたってもフィルム出力をしない例を認めるようになった。

これらの状況を踏まえ、検討会報告書について、下記のとおり明確化するので貴管下の関係機関への周知につき遺漏なきを期せられたい。なお、当課からじん肺等級付け機器開発を行う企業からなる団体（「日本画像医療システム工業会」）にも同様の内容を通知していることを申し添える。

記

1 検討会報告書の記載について

既に認められた方式のデジタル撮影装置について新たに条件設定する場合、「決められた条件設定のパラメータを フィルムに表示すること」としているこ

とは、比較読影時にパラメータを容易に確認できる必要性について述べたものであり、出力先をフィルムに限る趣旨ではない。

2 その他留意事項

パラメータをモニター上に表示する方式をとる場合、表示されている画像のものではないパラメータが表示されることがないよう、開発において十分に留意すること。